

■新上越斎場建設事業の入札説明書等に関する質問（追加）に対する回答

No	書類名	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	要求水準書	7	第3 2 施設概要	火葬炉部門の火葬炉室及び、火葬炉機械室、待合部門についての壁、柱、床、梁を「鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造」とした場合、屋根や庇の一部をその他構造で計画しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、火葬炉設備の騒音・振動に配慮した計画としてください。
2	要求水準書	15 22	第3 7-(3) ④ 一般機械室、電気室、 自家発スペース等 第3 9-(3) ⑨ ガス設備	P. 15 に「都市ガスの整圧器（ガバナ）を設置する室を整備すること」とあり、P. 22 には「ガバナ室を設け整圧器（ガバナ）を設けること。」とあり、ガバナの設置場所を屋内と想定されていますが、屋外設置を検討しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり屋内とします。
3	要求水準書	16	第3 7-(4) ④ キッズコーナー	キッズコーナーはキッズルーム（室）として提案しても宜しいでしょうか。	キッズルーム（室）としても構いません。
4	要求水準書	17	第3 7-(5) ⑤ その他 小型除雪機	想定される設置スペースの面積、もしくは小型除雪機の台数、外形寸法をご教示いただけますでしょうか。	小型除雪機は1台とし、外形寸法は全長1,700mm、全幅800mm、全高1,350mmとしてください。
5	要求水準書	22	第3 9-(4) 燃料保管設備	「停電発生時に72 時間火葬炉設備及び斎場機能を維持するための必要査定元の容量とすること。」とありますが、停電時の火葬炉の稼働率は通常と同等と考えて宜しいでしょうか。	1炉につき1日5回分（3日×5炉×5回＝75回分）の火葬炉の運転が可能な、非常用の自家発電設備の燃料の保管設備としてください。 （令和3年8月25日公表 入札説明書等に関する質問への回答のNo36のとおり）

■新上越斎場建設事業の入札説明書等に関する質問（追加）に対する回答

No	書類名	頁	該当箇所	質問内容	回答
6	要求水準書	30 ～ 35	第4 6、7 施工に係る工事関係書 類の書式について	各段階において、提出する工事関係書類の書式は、貴市及び関係法令等で定めのあるもの以外は、事業者の有する書式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	34	第4 7-(3) 工事の範囲	「・解体撤去の工事範囲は、・・・・・・、火葬炉を含む新斎場で使用しないものすべてとする。」「既存斎場の備品は、・・・・・・、不要備品の撤去処分を行うこと。」とありますが、資料14に明示がなく、新斎場では使用せず解体、撤去及び処分の対象となる物及び設備等について具体的にお教え願います。	既存斎場の備品類は、基本的に処分する予定でいます。処分する備品の量については、解体費用算出のための現地見学会を実施しますので、現地で確認してください。
8	要求水準書	34	第4 7-(3) 工事の範囲	「・ダイオキシン類、アスベスト、PCB等について事前調査を行い、」とありますが、資料12の調査結果以外の位置、部位、材料等で検出された場合は、契約書（案）第70条による変更協議の対象になるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	資料7 事業区域測量図	-	-	西側水路への排水計画に当たり、水路のW.L等の資料はありますでしょうか。 また、要求水準にて、「排水口の構造等について水路管理者と協議」とありますが、構造等に関しての方針などありますでしょうか。	要求水準書P4のとおり、西側水路の幅、深さは約0.9×0.9mです。 構造については、上越市開発行為許可申請技術基準を遵守してください。その他詳細については、水路管理者と協議してください。
10	資料9 火葬炉に関する 資料	-	工事担当区分表	配布資料の工事担当分表内で『動力盤からの2次配線』が火葬炉整備事業工事となっていますが、配管等も火葬炉整備事業工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■新上越斎場建設事業の入札説明書等に関する質問（追加）に対する回答

No	書類名	頁	該当箇所	質問内容	回答
11	資料9 火葬炉に関する 資料	-	火葬炉設備電気容量	配布資料内で火葬炉の電気容量について記載がございますが（1）動力設備の合計容量が『▲▲kW』とありますが、『●●kW』ではないでしょうか。それとも火葬炉設備として『▲▲kW』の供給を受ければ支障がないと解釈しても宜しいでしょうか。	合計容量は誤りです。ご指摘のとおり「●●kW」となります。修正後の資料9「火葬炉設備電気容量」を入札参加者へ送付します。
12	資料9 火葬炉に関する 資料	-	火葬炉設備給気及び換気量	1階炉室の放熱を換気設備により除去する記載がありますが、塩害地域であることを考慮して空調設備で排熱除去する計画とすることは可能でしょうか。	炉室の放熱については、記載のとおり換気設備により除去してください。
13	資料9 火葬炉に関する 資料	-	火葬炉設備給気及び換気量	「F01火葬炉設備フローシート」には塩害対策フィルターボックスの記載がありますので、本工事の給気設備には塩害対策フィルターは不要と考えて宜しいでしょうか。	給気設備を含む本工事で整備するものに対しては、要求水準書P9の記載のとおり塩害対策を考慮してください。
14	資料9 火葬炉に関する 資料	-	図面 F01	火葬炉における排気筒の必要高さ寸法、排気ダクト開口まわりの離隔、2F機械室内の設備必要高さ寸法をご教示ください。	排気筒の必要高さ寸法、2F機械室高さについては、追加で「火葬炉設備立面配置図」を入札参加者へ配布します。 排気ダクト開口廻り離隔はF06「2階床開口基礎配置図」をご確認ください。
15	資料9 火葬炉に関する 資料	-	図面 F01	火葬炉設備フローシートに関して、各層の高さ寸法をご教示いただけますでしょうか。	追加で「火葬炉設備立面配置図」を入札参加者へ配布します。

■新上越斎場建設事業の入札説明書等に関する質問（追加）に対する回答

No	書類名	頁	該当箇所	質問内容	回答
16	資料9 火葬炉に関する資料	-	図面 F02	炉室に面する監視室・残灰処理室の平面配置位置は調整・変更可能でしょうか。ご教示ください。	監視室・残灰処理室の配置位置は、調整及び変更可能です。詳細は火葬炉事業者との連携時に確認ください。
17	資料12 解体工事前調査業務報告書	4	表3 建材中のアスベスト含有状況	「7 機械室内配管保温材」の調査結果欄に「アスベスト含有の可能性が低いため、」とありますが、配管保温材については、すでにアスベスト除去の改修工事が実施されたものと考えてよろしいでしょうか。	配管保温材が発砲スチロール又はグラスウールであり、アスベスト含有の可能性が低いため、アスベストの除去は必要のないものとしてください。
18	その他	-	-	今後、既存施設の解体費用算出のため、専門業者同行で既存施設の現地確認を実施したいのですが、受入れは可能でしょうか。	受入れ可能です。日程調整の上、日時を決定します。希望する場合は、令和3年10月15日（金）午後5時までに入札説明書P17に記載の担当部署までメールにより連絡ください。
19	その他	-	-	新上越斎場の建築基準法上の用途は「火葬場（事業所）」とし、「集会所」ではないと考えてよろしいでしょうか。 また、「火葬場」とした場合は特殊建築物ではないと考えてよろしいでしょうか。（多目的室は200㎡以内とする。）建築基準法上の用途により排煙が必要な部分や耐火建築物の規定が変わり計画、事業費に大きく影響します。	新上越斎場の建築基準法上の用途は「火葬場」としてください。 「火葬場」は、建築基準法第2条第2号のとおり特殊建築物ですが、同法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物ではありません。ただし、200㎡を超える集会場との複合建築物となる場合は、別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物となります。
20	その他	-	-	新上越斎場は興行場等にあたらないと考えてよろしいでしょうか。興行場等に該当する場合、接道長などが変わります。	新潟県建築基準条例第19条のとおり、興行場等とは「劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場」と規定しており、これらに該当しなければ、興行場等ではありません。

■新上越斎場建設事業の入札説明書等に関する質問（追加）に対する回答

No	書類名	頁	該当箇所	質問内容	回答
21	その他	-	-	寄付きに設ける庇は、外気に十分に開放されている場合、内装制限の対象にはならないと考えて良いでしょうか。確認申請機関では外気に十分に開放されている場合、内装制限の対象にはならないという判断をいただいておりますが、上越市の判断をお教えてください。計画、事業費に大きく影響します。また、身障者用駐車場に設ける庇も上記と同等の考え方でよろしいでしょうか。	屋内的用途が発生する居室や自動車車庫等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げとなる場合は、内装制限の対象となります。
22	その他	-	-	新上越斎場は都市計画法施行令21条20号の「墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場である建築物」に該当する施設のため開発行為に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	開発行為に該当しません。
23	その他	-	-	計画地の台帳上林地であるかどうかお教えてください。林地である場合も計画地は上記と同じ考えに基づき林地開発に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	事業区域に地域森林計画の対象となっている私有林はないため、林地開発には該当しません。
24	その他	-	-	本事業の駐車台数は40台程度であり乗り入れ口の数については法、条例での定めがないため、事業者が提案し事業を受注後に道路管理者及び交通管理者と協議するかと考えてよろしいでしょうか。事前の協議が必要な場合は計画案を持参し事前協議いたします。	市道からの乗り入れ口の数については、乗り入れ口を分離する必要がある施設等特別の事情のある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2箇所まで設置することができます。2箇所設置する場合は、事前に市道路課と協議をしてください。